

## 神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準（実践研修）

神奈川県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、研修ごとに次の選考基準Ⅰから順に受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

### 〈選考基準〉

基準Ⅰ：先に県内の事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置（予定）の受講申込者

基準Ⅱ：法人（※1）からの受講申込者

基準Ⅲ：配置予定状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が未配置の事業所等に、研修修了後、直ぐに、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ② やむを得ない事由によるみなし配置（※2）でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置されている（予定）の者で、当該回に受講しなければ人員基準を満たせなくなる者
- ③ 当該研修修了後に新規指定事業所又は既存事業所のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置される予定の者で、当該回に受講しなければ人員基準を満たせなくなる者
- ④ 人員基準の規定により複数のサービス管理責任者の配置が義務付けられている事業所において基礎研修課程修了者を配置している者
- ⑤ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置、交代が必要になった場合に備え、資格者を用意する者
- ⑥ 配置予定はなし

基準Ⅳ：サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「基礎研修課程」の修了日が早い者

※1 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要とされる事業所を運営する（予定）の法人のことをいう。

※2 事業所の責に帰さないやむを得ない事由によりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が欠如し、かつ当該事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を直ちに配置することが困難であり、実務経験要件を満たす者を配置することを指定権者である自治体が認めた場合